

令和4年度版

上尾市男女共同参画計画年次報告書

(令和3年度実施状況)

令和4年10月

上 尾 市

はじめに

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現を目指し、令和3年度からの5か年計画として「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定し取り組みを進めてきました。

本書は上尾市男女共同参画推進条例第12条の規定に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したものです。構成は「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」の計画体系に基づき、令和3年度に実施した個々の事業の実績を取りまとめています。計画の重点項目については施策の実施状況から関係事業を一部抽出し、掲載しています。

本書の編集は上尾市男女共同参画審議会、上尾市男女共同参画推進本部の指導の下、上尾市人権男女共同参画課が行いました。

目次

第1章 計画の概要	1
計画の体系	
第2章 重点項目の実施状況	5
重点項目1 多様な生き方を尊重できる社会実現に向けた取組の推進	
重点項目2 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援	
重点項目3 あらゆる分野における女性の参画の推進と支援	
重点項目4 男女共同参画の視点に立った教育・啓発活動の充実	
第3章 施策の実施状況	11
目標1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり	12
課題1 人権尊重意識の普及・浸透（事業概要番号1～7）	
課題2 男女共同参画の意識づくりの推進（事業概要番号8～13）	
課題3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実（事業概要番号14～20）	
目標2 だれもが安心して暮らせる社会づくり	15
課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（事業概要番号21～38）	
課題2 生涯を通じた心身の健康づくり（事業概要番号39～51）	
課題3 困難に直面した男女等が安心して暮らせる環境の整備（事業概要番号52～70）	
目標3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	23
課題1 家庭における男女共同参画の推進（事業概要番号71～83）	
課題2 地域社会における男女共同参画の推進（事業概要番号84～88）	
課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援（事業概要番号89～99）	
課題4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備（事業概要番号100～103）	
目標4 男女共同参画のシステムづくり	29
課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進（事業概要番号104～107）	
課題2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備（事業概要番号108～115）	
課題3 市民・事業者等と協働した計画の推進（事業概要番号116・117）	
資料	31
・上尾市男女共同参画推進条例	
・上尾市男女共同参画推進本部設置規程	
・上尾市男女共同参画庁内推進会議設置規程	
・上尾市男女共同参画推進センター設置規則	

第1章 計画の概要

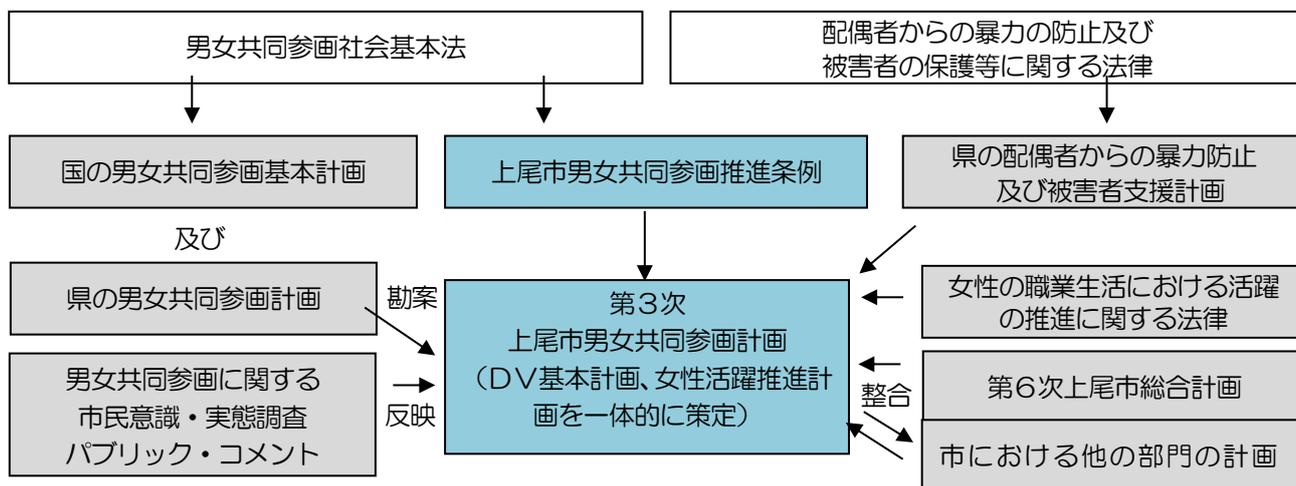
第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～策定の趣旨

本市では、平成13年に策定した「上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」のもと、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

その後第1次計画および第2次計画を継承しつつ、新たな課題に対応し、男女平等を前提とする男女共同参画社会を実現していくため、「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定しました。

計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」(以下、「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」として策定するものです。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」として策定するものです。
- (4) 本計画は、第2次計画を継承し、本市の将来都市像である「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指す「第6次上尾市総合計画」及び他の計画との整合を図り策定するものです。
- (5) 本計画は、今後の社会経済情勢の変化や市民のニーズに対応していくために、必要に応じて見直しを行います。
- (6) 本計画は、上尾市男女共同参画審議会の答申や「令和元年度上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(以下、「市民意識調査」という。)の結果を踏まえ、広く市民等の意見を聞き、その反映に努めました。



計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

計画の体系

目標	課題	施策
1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり	1 人権尊重意識の普及・浸透	1 人権意識と性の多様性の理解の促進
		2 メディアにおける男女の人権尊重の推進
	2 男女共同参画の意識づくりの推進	1 性別による固定的な役割分担意識の見直しの推進
		2 広報・啓発活動の推進
		3 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実
	3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実	1 教育の場における男女平等教育の推進
		2 男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進
		3 男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進
	2 だれもが安心して暮らせる社会づくり	1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
2 児童虐待防止の推進		
3 被害者への支援体制の充実		
4 研修機会の充実		
2 生涯を通じた心身の健康づくり		1 男女の性を尊重する健康づくりの推進
		2 母子保健事業の推進
		3 ライフステージに応じた男女の健康支援の推進
3 困難に直面した男女等が安心して暮らせる環境の整備		1 ひとり親家庭等への経済的自立の支援とシングルマザーへの就労支援の充実
		2 高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進
		3 障がいのある人が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進
		4 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進
3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり		1 家庭における男女共同参画の推進
	2 地域社会における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	1 働く場における男女共同参画の推進
		2 働きやすい職場環境づくりの推進
		3 女性の就業継続・起業支援の推進
		4 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進
	4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備	1 防災の分野における男女共同参画の推進
	4 男女共同参画のシステムづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
2 女性のリーダーの育成・支援の推進		
3 女性による市政への参加の促進		
2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備		1 庁内の男女共同参画の推進
		2 男女共同参画推進体制の充実
3 市民・事業者等と協働した計画の推進		1 市民・事業者等との協働による計画の推進

第2章 重点項目の実施状況

重点項目 1

多様な生き方を尊重できる社会実現に向けた取組の推進

令和元年実施の市民意識調査結果から、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることがわかりました。また、多様な性のあり方への社会的関心が高まっているものの、性的少数者に対する差別や偏見は解消されていません。性別による固定的な役割分担意識が解消され、性別や性的指向・性自認等にかかわらず、多様性を認め、互いを理解・尊重しあえる社会の実現に向けて、啓発活動の拡充、制度の整備を展開します。

【主な事業】

人権セミナー・講演会等の開催（人権男女共同参画課） 概要 No.2

「第22回あげおヒューマンライツミーティング21」12月4日～1月10日（上尾市 Youtube チャンネルあげTubeにて限定配信）における人権講演『多様な性・多様な生き方～LGBTQ・パートナーシップ宣誓制度って？～』を開催

講師 杉山文野さん（NPO 法人東京レインボープライド共同代表理事）

コロナ禍のためオンライン開催 動画視聴回数 314回

男女共同参画関係講座等の開催（人権男女共同参画課） 概要 No.8

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深めるための講座を4講座企画した。うち1講座はコロナ禍のため中止となった。

参加者数 128名

男女共同参画情報紙「Duet」による啓発（人権男女共同参画課） 概要 No.18

男女共同参画に関する啓発を目的とした情報紙「Duet」42号を、フルカラー4ページで2,000部発行し、市内公共施設に設置し、市HPや上尾市男女共同参画推進センターの運営するSNSに掲載した。43号には、「男性育休取得率100%の組織で働く男性に育休について聞いてみました！」や「多様な学びのプロジェクト」をサポート！コドモ農業大学などに関する記事を掲載した。

市民活動団体との連携の検討（人権男女共同参画課） 概要 No.88

市民活動団体の女性フォーラムあげおと共催で男女共同参画に関する認識を深めるための講座を3講座企画した。うち1講座はコロナ禍のため中止となった。

重点項目 2

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

暴力は身体だけでなく心へも大きな影響を与え、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重大な課題です。

本市においても、配偶者暴力相談支援センター業務を開設後、年々DV被害相談件数が増加傾向にあります。配偶者等からの暴力の根絶に向けて、暴力を許さない社会意識の醸成に取り組むとともに、関係機関と連携した被害の早期発見や、被害者の安全確保、自立に向けた支援体制の強化、充実を図ります。

【主な事業】

「女性のための相談」「女性のための法律相談」の実施（人権男女共同参画課） 概要 No.26

女性の相談について専門的知識を持つフェミニスト・カウンセラーによる、女性のための相談事業を実施した。相談件数は194件であった。うちDVに関する相談は120件であった。

女性の弁護士による女性のための法律相談事業を実施した。相談件数は44件であった。うちDVに関する相談は12件であった。

配偶者暴力相談支援センター相談事業（人権男女共同参画課） 概要 No.26

配偶者暴力相談支援センター女性相談員による相談を実施した。来所・電話等による相談件数は618件であった。DVに関する相談は363件であった。

女性相談事業案内カードの作成（人権男女共同参画課） 概要 No.27

女性相談事業を案内する名刺大のカードを作成し、市内公共施設などへの設置や、講座などの事業の際に配布した。DV被害者が多い女性が手に取りやすいよう市役所本庁舎の女性トイレにも設置した。

配偶者暴力被害者保護に関する証明書の交付（人権男女共同参画課） 概要 No.27

上尾市配偶者暴力相談支援センターにおいて、来所相談を受けている者を対象に、配偶者からの暴力を受けた人の保護に関する証明書を12枚交付した。

一時保護施設等への入所支援（人権男女共同参画課） 概要 No.37

DV被害者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を図り、一時保護施設や民間ステップハウスへの入所支援を行った。

一時保護施設への入所支援 5件、民間ステップハウスへの入所支援 2件

講演会、講座等の開催による啓発（人権男女共同参画課、子ども家庭総合支援センター） 概要 No.22

市民向けのDV防止講座を2講座実施した。

①～DV防止セミナー～DVがおよぼす心と体への影響 参加者数 13名

②DVがもたらす子どもへの影響（子ども家庭総合支援センター共催） 参加者数 55名

重点項目 3

あらゆる分野における女性の参画の推進と支援

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努め、女性が多様な働き方を選択できる社会づくりを推進します。また、地域や防災分野を含むあらゆる分野の政策・方針決定の場で、女性が自らの能力を最大限に発揮できるよう支援を行います。

【主な事業】

女性の防災士資格取得の推進（危機管理防災課）概要 No.100

自主防災会防災士育成補助金の制度を使用して、防災士の資格取得する女性を支援する。
令和3年度は実績なし

男女共同参画の視点でとらえた防災意識の啓発（人権男女共同参画課）概要 No.101

災害が発生するたびに女性たちが直面する諸問題とその背景要因を解明し、解決に向けての力となる思想力・論理的枠組みを提示する新しい知識と具体的・実践的ツールとして災害女性学が必要です。女性の視点を防災対策に活かすことを学ぶ。

災害女性学って何？～東日本大震災から10年経って～

講師：浅野富美枝（宮城学院女子大学研究所研究員）

令和4年2月9日実施

消防団への女性参画の推進（消防総務課）概要 No.103

- ・上尾市消防本部HPの消防団員募集ページを更新。
- ・火災予防運動に合わせ、上尾駅にて団員募集を実施。
- ・年に6回実施する分団長会議にて、積極的な団員募集を分団長経由で依頼。
- ・10月30日に埼玉県消防協会主催の女性消防団員研修会に女性団員1名参加する。
- ・広報あげお等の広報媒体を利用し団員募集を実施→女性消防団員が1名増員し3名

審議会等への女性の登用調査の実施（人権男女共同参画課）概要 No.105

審議会等への女性登用調査を実施した。女性比率40%を目標とし、女性の登用を促進する。

審議会等の数 59 女性を含む審議会等の数 52 比率 88.1%

審議会等の委員の数 779人 女性の委員数 220人 比率 28.2%

重点項目 4

男女共同参画の視点に立った教育・啓発活動の充実

多様な生き方を尊重できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの教育や啓発活動が重要となります。幼児期や学校での教育を通じ、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

また、暴力の被害者になりやすい子どもや若年層に対し、暴力を許さない意識を醸成し、加害者にも被害者にもならないための、性教育等の学習の機会を拡大します。

【主な事業】

男女共同参画の視点に立った性教育、性感染症等、人権を尊重した講座等の開催(人権男女共同参画課)

概要 No.9

思春期の性に関する正しい知識と異性へのコミュニケーションスキルを学ぶことは、将来における自分の身体に関することや意思を尊重し、自分自身で決められる権利を学ぶことに繋がる。ネットなどからの歪んだ性の情報が蔓延している環境下の中、正しい知識を産婦人科医に学び、未来のための危機管理知識と男女共同参画の異性観についての理解と予防について学ぶ。

実施回数 6回(中学校4校・小学校1校・学校保健委員会)

学校出張「デートDV 予防講座」の開催(人権男女共同参画課) 概要 No.21

交際相手からの心と体への暴力を「デートDV」といい、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害です。自分の身体を認識し、コントロールする能力を身につける大切な時期である思春期に、日々生命誕生の場にいる助産師に、デートDVの正しい認識と自分自身及び家族や周囲の命をかけたがいのないものとしてとらえる考えの理解と予防について学ぶ。

実施回数 7回(中学校6校、小学校1校)

第3章 施策の実施状況